

栃木県クラブユースサッカー連盟規約

(第3種・U-15 / 第2種・U-18)

第1章 総則

第1条(名称)

この連盟は、栃木県クラブユースサッカー連盟(以下「本連盟」と言う)と称する。

第2条(所在地・事務局)

本連盟の事務局は理事長指定の場所に置く。

第3条(目的)

本連盟は、(公財)日本サッカー協会及び栃木県サッカー協会の指導の下に、加盟クラブチームを統括し、クラブユース年代(第3種・U-15 / 第2種・U-18)の競技力水準の向上を期し、強化・育成を通してわが国における地域社会に根ざしたサッカークラブの普及・振興・発展を図るとともに、加盟クラブチーム相互の親睦に努める事を目的とする。

第4条(事業)

本連盟は前項(第3条)の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) サッカー競技の研究及び指導に関する事。
- (2) クラブユース年代(第3種・U-15 / 第2種・U-18)の諸大会の運営・開催に関する事。
- (3) クラブユース年代(第3種・U-15 / 第2種・U-18)の普及・育成・強化に必要と思われる各種行事・催物の実施に関する事。
- (4) 加盟クラブチーム相互の協力に関する事。
- (5) クラブユース年代(第3種・U-15 / 第2種・U-18)に関する情報に収集及び関係者各位への情報の提供に関する事。
- (6) 本連盟の事業に関する正式記録の作成及び保存に関する事。
- (7) その他本連盟の目的を達成する為に必要な事業に関する事。

第2章 組織

第5条(組織)

- (1) 本連盟は、栃木県クラブユースサッカー連盟に加盟登録したクラブチームで組織する。
- (2) 本連盟加盟クラブチームは本連盟の第3条の目的に賛同し、第4条の事業を達成するのに必要な条件を備えていなければならない。又、加盟チームは、メンバー構成に身分・職業による制約を設けていないチームとする。
- (3) 本連盟に加盟登録するチームは、1団体1登録とし、複数のチーム登録は出来ない。

第3章 役員

第6条(役員)

本連盟に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1)会 長 | 1 名 |
| (2)副会長 | 若干名 |
| (2)理事長 | 1 名 |
| (3)副理事長 | 2 名 |
| (4)理 事 | 20 名以内 |
| (5)事務局長 | 1名 |
| (6)会 計 | 1 名 |
| (7)会計監査 | 2名 |
| (8)顧問・参与 | 若干名 |

第7条(事務分掌)

(会長)

会長は、理事会が推挙し本連盟を代表する。理事長とともに役員会を組織することができる。

(副会長)

副会長は、理事会が推挙し会長を補佐するとともに、会長に事故ある時は、これを代理する。

(理事長)

理事長は、理事の互選とし理事会の議決に従い業務を統括・掌握する。会長とともに役員会を組織することができる。

(副理事長)

副理事長は、理事の互選とし理事長を補佐するとともに、理事長に事故ある時は、これを代理する。

(事務局長)

事務局長は、理事会によって選出され本連盟の事務を処理する為に理事長の指示に従い、日常の業務を円滑に処理する。

(理事)

理事は、理事会を構成し日常の業務および緊急を要する事項を決議し、執行する。

(会計)

会計は本連盟の出納業務を行う。

(会計監査)

会計監査は、理事以外より選任され、本連盟の会計を監査し、予算の執行および収支に関する監査結果を理事長および理事会に報告しなければならない。

(顧問・参与)

本連盟は、理事会の推薦により、顧問・参与を置く事が出来る。

第8条(役員の任期)

- (1) 本連盟の任期は、2 年とし再選を妨げない。
- (2) 年度途中の現役員の退任による役員の補充は、理事会にて討議・決定する。
- (3) 補充による新役員の任期は、前役員の残任期とする。

第9条(役員の解任)

本連盟の役員に、役員として相応でない行為等があった場合は、理事会を招集して理事会の3分の2以上の決議を経て、役員を解任する事が出来る。

第4章 総会

第10条(総会)

本連盟の総会は、会長・副会長・理事長・副理事長・会計・各加盟チーム代表者をもって構成する。

第11条(召集)

- (1) 総会は会長が招集し、その議長となる。
- (2) 総会を招集する時は、加盟チーム代表者に対して、付議すべき事項およびその内容に日時・場所を記載した書面で通知しなければならない。

第12条(開催)

総会は、年2回会長が招集し開催する。但し会長が必要と認めた時または、加盟チームの代表者総数の3分の2以上の者が会議開催の理由を示して請求した時、会長は臨時に総会を開催しなければならない。

第13条(審議事項)

総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項。
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項。
- (3) 役員の承認に関する事項。
- (4) 本連盟規約の改廃に関する事項。
- (5) その他、本連盟の事業に関する重要事項。

第14条(総会の成立)

- (1) 総会は、加盟チームの代表者総数3分の2以上の者が出席しなければ開催する事が出来ない。又、加盟チーム代表者が総会に出席できない場合は、連盟に委任状を提出し、代理人を指名して評決を委任する事が出来る。
- (2) 総会の事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 理事会

第15条(理事会の構成)

本連盟理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事・事務局長・会計で構成する。

第16条(理事会の招集)

- (1) 理事会は、会長が招集し、理事長がその議長となる。
- (2) 理事会を招集する時は、理事に対して付議すべき事項およびその内容に日時・場所を記載した書面で通知しなければならない。但し、緊急を要する場合は、その限りではない。

第17条(理事会の開催)

理事会は、年間を通して定期的に開催される。但し、会長が定めた時、理事総数の2分の1以上の者が開催理由を示して請求した時は、会長は臨時に理事会を開催しなければならない。

第 18 条(議決事項)

- (1) 加盟チーム代表者総会に付議すべき事項。
- (2) 役員の推挙および選出に関する事項。
- (3) 事業計画および収支予算に関する事項。
- (4) 事業報告および収支決算に関する事項。
- (5) 本連盟規約の改廃に関する事項。
- (6) その他、本連盟の業務推進上、必要と認められる重要な事項。

第 19 条(理事会の成立)

- (1) 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席を持って成立する。但し、予め書面を持って委任した者は出席者とみなす。
- (2) 理事会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 20 条(専門委員会の設置)

理事会は、必要に応じて専門委員会を設ける事が出来る。

第6章 加盟団体

第 21 条(加盟団体)

この連盟の加盟団体は、日本サッカー協会に第 2 種・第 3 種クラブ登録し、かつ、日本クラブユースサッカー連盟・関東クラブユースサッカー連盟及び栃木県クラブユースサッカー連盟に加盟したチームとする。

第 22 条(資格喪失)

この連盟の加盟団体は、次の事由により加盟団体の資格を喪失する。

- (1)加盟団体の解散

第 23 条(除 名)

加盟団体が次の事項に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長が除名することができる。

- (1) 本連盟の秩序を乱し、又は本連盟の名誉、品位を著しく傷つけたとき。
- (2) 本連盟が、不適当と認められた団体及び会員。

第7章 会計

第 24 条(経費の支弁)

本連盟の事業遂行に要する経費は、次に掲げる物を持って支弁する。

- (1) 連盟運営費(会費)
- (2) 補助金収入
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第 25 条(事業計画および収支予算)

本連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て決定する。また、事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

第 26 条(収支決算)

本連盟の収支決算は、会長が作成し、事業報告とともに監査を経て、理事会および総会の承認を得なければならない。

第 27 条(会計年度)

本連盟の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第8章 規約の改廃および解散

第 28 条(規約の改廃)

本連盟規約は、理事会において理事現存数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 29 条(解散)

本連盟の解散は、理事会および総会において、理事現存数および加盟登録チーム各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ(公社)栃木県サッカー協会の許可を受けなければならない。

第 30 条(細則)

この規約の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、1998 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2006 年 4 月 1 日文章の追加 (第 2 章/第 5 条 3 項)

この規約は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2007 年 2 月 3 日文章の追加 (第 3 章/第 6 条 (4), 第 10 条)

この規約は、2007 年 2 月 3 日から施行する。

附則 2008 年 4 月 12 日文章の追加 (第 3 章/第 7 条、第 10 条、第 29 条、第 34 条)

この規約は、2008 年 4 月 12 日から施行する。

附則 2017 年 4 月 22 日文章の追加(第 6 章)

この規約は、2017 年 4 月 22 日から施行する。

附則 2025 年 4 月 1 日文章の追加(第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条)

この規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。